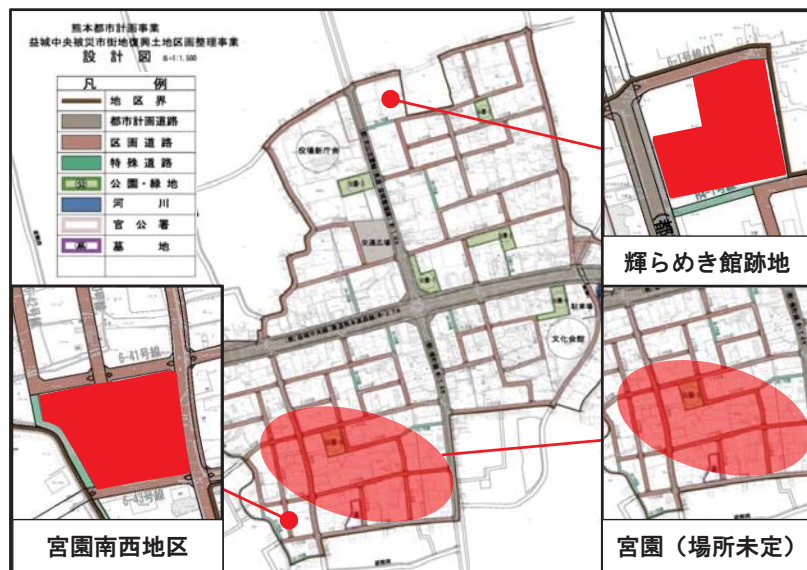


4. 災害公営住宅について（益城町公営住宅課）

益城町では、熊本地震により自宅が滅失し、自力では住宅再建が難しい被災者の居住の安定を確保するために、災害公営住宅の整備を進めております。

災害公営住宅の供給戸数については、益城町全体で当面670戸を目標として計画をすすめております。その中で、本施行区域内でも合計70戸の災害公営住宅の整備を計画しております。概要は下記のとおりです。また、詳細につきましては益城町公営住宅課災害公営住宅係（電話：096-286-3155）までお願いします。



団地名（仮称）	整備状況	供給戸数	完成予定時期	構造	備考
輝らめき館跡地	基本設計	40	2020年 3月	鉄筋 コンクリート	5階建て エレベーター有
宮園南西地区	基本設計	22～24	2020年 3月	鉄骨造	2階建て
宮園 （場所検討中）	詳細検討中	6～8	2020年 3月	鉄骨造	2階建て

◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

◆お問い合わせ先

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F
益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930（直通）
〒860-0831 熊本市中央区八王寺町1-20
熊本県 益城復興事務所 工務課 電話：096-273-9641（直通）

◆ホームページ

【益城町】<https://www.town.mashiki.lg.jp/>
【熊本県】<http://www.pref.kumamoto.jp/>

区画整理だより



日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年1月3日には和木町で震度6弱、益城町でも震度3の地震が発生し、熊本地震から2年9カ月余りが過ぎた現在でも大きな揺れを伴う地震に不安を覚えられた方も多かったのではと思います。安心・安全な公共基盤等を整備し、皆さまの早期の生活再建につながるよう努めて参りますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 土地区画整理事業の現在の取組みについて



現在の取組み

- 「土地区画整理審議会」設置・開催
- 測量・設計（道路・整地設計、換地設計）の実施
- 埋蔵文化財の試掘
- 建物調査の実施 など

■「土地区画整理審議会」設置・開催

平成31年1月28日に第1回土地区画整理審議会を開催し、委員の方々への当選証書及び委嘱状の交付の後、会長及び副会長が選出されました。詳しくは、2ページでご説明します。

■測量・設計（道路・整地設計、換地設計）の実施

現在、区画道路に関する測量や実施設計とあわせて、4月からの個別説明に向けて換地設計を進めております。

■埋蔵文化財包蔵地の試掘

施行区域内には、埋蔵文化財の包蔵地が含まれております。そのため、工事に先立ち、「埋蔵文化財の試掘調査」を実施しております。埋蔵文化財の試掘調査につきましては、所有地、町有地及びご了解いただいた皆さまの所有地で実施をしております。

■建物調査の実施

幹線道路（県道熊本高森線・県道益城菊陽線・町道横町線）を先行して整備するために、拡幅に影響する建物について事前に建物調査を実施します。

詳しくは、3ページでご説明します。

2 - 1. 土地区画整理審議会委員が決定しました

土地区画整理審議会委員について、土地所有者から委員5名が選出され、学識経験を有する者のうちから委員2名を施行者である県知事が選任しましたので、お知らせします。また、借地権者から選出の委員につきましては、補欠選挙を経て、欠員のまま審議会を設置しました。

【土地所有者から選出の委員】

(五十音順、敬称略) 括弧内は行政区

- ・尾方 総一 (寺迫)
- 岡元 正樹 (宮園)
- ・萱野 保代 (上町)
- ・田上 清 (市ノ後)
- ・富田 正壽 (上町)

【学識経験を有する委員】

(五十音順、敬称略)

- ・久保田 篤憲
(元熊本市職員、土地区画整理士)
- ◎両角 光男
(熊本大学名誉教授)

〔委員名の頭の◎、○の意味は以下のとおり〕
◎：土地区画整理審議会 会長
○：土地区画整理審議会 副会長

2 - 2. 第1回 土地区画整理審議会 開催

平成31年1月28日、熊本県庁において第1回土地区画整理審議会を開催しました。

事業概要や審議会の役割などの説明の他、次の事項についてご審議いただきました。

【審議内容】

- ・会長及び副会長の選出について
- ・評価員の選任について



審議の結果、**会長に両角光男委員、副会長に岡元正樹委員**が選出されました。

今後は、事業の進捗に応じて下記の諮問事項に関する答申を順次受けながら、事業を進めて参ります。

【審議会への諮問事項】 ※評価員の選任については次のページで詳しくご説明します。

同意を得なければならない事項	意見を聴かななければならない事項
①評価員の選任※	①仮換地の指定
②換地計画において私道の取扱など特別の定めをする場合	②換地計画の作成(変更)
③地積(宅地・借地)の適正化を図るときなど	③縦覧に供された換地計画(変更)についての意見書の審査 など

2 - 3. 評価員について

施行者の熊本県は、換地計画において清算金を交付しようとする場合等においては、土地および権利の価額の評価について、規定により選任された評価員の意見を聴かなければなりません。

第1回土地区画整理審議会において同意が得られ、下記の方3名の評価員が決定しましたのでお知らせします。

(五十音順、敬称略)

- 酒井 章彦 菊陽町税務課長
- 塩本 一丸 地域鑑定コンサルタント 代表
- 水流 正彦 熊本地方法務局次席登記官

3. 建物等調査の実施について

下図に示す幹線道路(県道熊本高森線・県道益城菊陽線・町道横町線)については、電気・通信・上下水道等の主要なライフラインを整備し、皆様の生活再建が円滑に進められるよう先行して工事着手を計画しております。できるだけ早く事業を進めるために、道路拡幅に伴い移転が必要となる建物や工作物等につきましては、移転補償費算定のため、建物等の調査を実施していきます。

対象建物等の権利者の方々には、事前にごあいさつと日程調整をさせていただいておりますので、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

